

河内国若江郡御厨村に残る 「江州瀬田川洲浚絵図」について

池田 治 司

一 はじめに

文政十年（一八二七）八月淀川通南水場摂河州百六拾五ヶ村は、江州瀬田川浚の中止を求める嘆願書を奉行所に提出している。この内の一ヶ村に河内国若江郡御厨村が含まれていた。¹

摂河両国が瀬田川の治水に関係するのは、瀬田川沿岸の諸村と摂津・河内の淀川やその支流沿岸の諸村が、同じく琵琶湖を水源とする川続きであり、治水には相克の利害関係を持つからである。つまり、上流にあたる瀬田川に土砂が溜まり水が流れにくくなると、湖辺の諸村は浸水の被害に遭い、反対に瀬田川の土砂を浚渫して水流を良くすると、淀川の土地の低い下流沿岸の諸村は、本流の水勢が強くなると、支流からの排水が逆流し水損が起き、本流の堤防が決壊すると、大洪水になるのである。

この年、幕府は瀬田川を浚えて湖辺の水位を下げ、出来た土地を新田化することによって年貢増収を図ろうと、摂河村々に厳しい態度で川普請承認の調印を迫ったが、結局摂河村々の抵抗に抗しきれず、この瀬田川浚は計画倒れに終わったのである。

御厨村には、この瀬田川浚中止の歎願に関する史料が散見される。これは以上のような理由によるものである。その中で、「江州瀬田川洲浚絵図」（写真1）は年代表記は無く多少の虫損はあるものの、比較的保存状態の良い鮮明な彩色図で、洲浚箇所の詳細を图示している。私が渉猟した範囲では、当時の瀬田川浚の状況を記したこの類の絵図は少ない。本稿では、この絵図をたよりに当時の瀬田川浚の状況を再確認し、この絵図の意義を明らかにしたい。

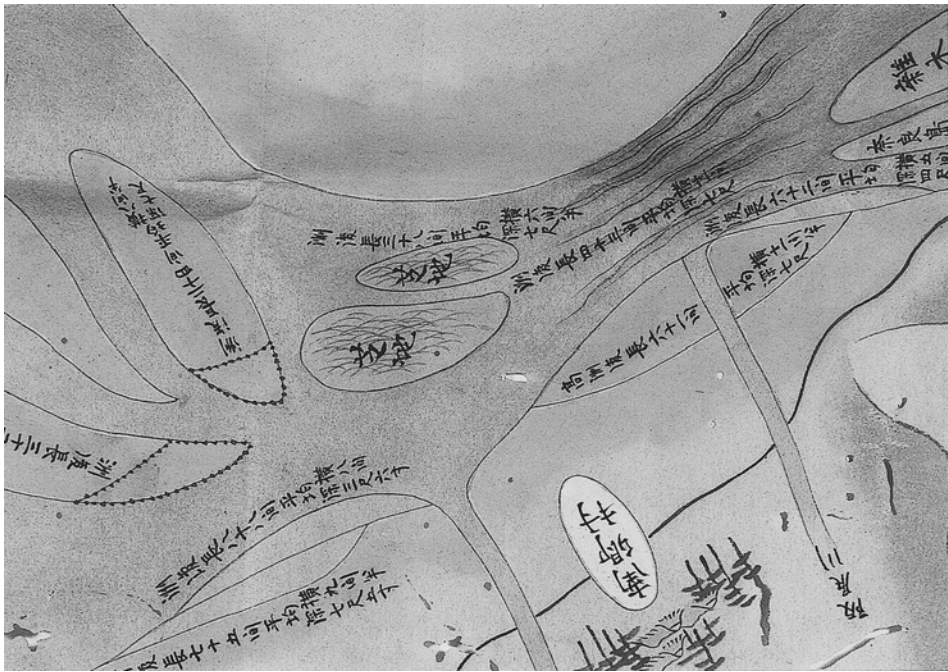


写真1 江州瀬田川洲浚絵図

二 瀬田川浚の概要

文政十年の瀬田川浚に関する幕府及び湖辺村々と淀川筋沿岸諸村との紛糾以前に行われた江戸期の瀬田川浚の記録については、文献により少しずつ内容は違う。例えば、昭和三年三月発行の『滋賀縣史第三卷』には、寛文十年、天和三年、貞享元年〜同四年、元禄十二年、同十四年、元文二年、天明五年、同六年、寛政年間(四回)、享和・文化年間(各一回)と頻繁に普請が実施されていると記されているが、大正十四年発行の『琵琶湖治水沿革誌』に載る文政十一年(一八二八)九月廿一日付の「勢田川浚主意書」の中では、湖辺願惣代から次のように報告されている。^③

- 一 勢田川浚之義ハ是迄四ヶ度アリ
- 一元禄十二年 大 浚 入用銀五百十二貫目
- 一 享保十九年 半浚自普請 入用銀三百五十貫目
- 一元文三年 半浚自普請 入用銀三百二十貫目
- 一天明三年 半浚自普請 入用銀三百三十貫目

しかし、これも同書の本文の記載とは必ずしも一致しない。そこで、本稿では、これらを同書の本文に比して概要を記す。

まず、『琵琶湖治水沿革誌』本文には、寛文十年(一六三三)に本瀬

浚と称して大工事が行われた記録があり、その概要が記されている。

これによると、正月十一日から二月晦日までと八月十日から同二十日までの二回にわたり工事が行われている。前者においては「中山川砂上ヶ勢田橋ノ上下滞沙ヲ浚へ白濱ノ瀬違ヒ赤川ノ出砂ヲ上ゲタル」工事で、湖辺村々から人夫十一万七千三百三十一人を出している。後者においては「白濱川ノ砂浚ヲ為」す工事で、湖辺村々から人夫二万四千三百七十二人を出している。おそらく湖辺願惣代は、この普請が幕府管理のもとに推進されたものという認識のもとに、後の自普請願による工事と区別しているものと考えられる。

貞享年中の普請については、詳細は記されておらず、ただ幕府より膳所・淀両城主に瀬田川筋の土砂留奉行が下命され、毎年見分の上、損所の修繕が慣例となったことが記されているのみである。ただ、「是ヨリ先キ淀川筋ハ大改修ヲナシ勢田川筋も本瀬浚ヲ為シタル後ナレバ此ニ土砂留ヲ施行シ後來土砂ノ流出沮滞ヲ豫防スル策ナカランカ後来年々ノ例トナリ出張ノ吏員モ格別實功ヲ奏スル迄ノ注意ナキ故ニ只有名無実ニ帰セリ」とあり、直前に淀川大改修と瀬田川本瀬浚が行われたことが窺える。

元禄十二年（一六九九）の普請は、これも本瀬浚であり、幕府は淀川浚漂の実績を買い、河村瑞賢に担当を命じている。この時の主たる工事は黒津八島の浚漂・合併であるが、その他上流勢田橋上までの諸川口の出砂も浚えた。工費は一時幕府が取り替え、湖辺村々に三ヶ年賦で返納させた。⁶⁾

さらに、享保十九年（一七三四）の普請は、『琵琶湖治水沿革誌』の本文には、半瀬浚自普請の歎願の事実を記すのみで、翌年も歎願を行ったが、「土井丹後守ヨリ沿湖水害地村々ノ連印ナクテハ難及沙汰旨ヲ以テ願書ヲ却下セラル」とあり、実際には行われていないと思われる。⁷⁾

次に、元文年間の普請は、享保年間よりの請願を受け元文二年（一七三七）幕府見分役人による瀬田川筋巡見のうえ、二月二十三日土井丹後守より土砂浚を許可され、三月より工事を始めた。しかしこの時、膳所領分栗太郡のうち八ヶ村が瀬田川自普請に不承知で、組入を拒否し、結局湖辺七十二ヶ村にて普請に取りかかった。また、京都東役所からは、軍事的要所たる鹿飛・供御瀬の岩石を取り除くという風聞を憂慮して召喚・見分に至るなど様々な紆余曲折があった。さらに請願村々の中でも水難のない村では人足を出すのを渋り、人手が思うように集まらず、水高もあって工事は三月十六日に始まり、四月十二日に一旦中止になる。そして七月三日に再開され、八月晦日に至り農事多忙につき、残り十八日分の作業を農事の余暇に行うことを願ひ出ている。普請場所は瀬田川筋支流別所川先の下流土砂、太郎川八島の寄洲、川底堆積の土砂の浚漂で、両度の普請に人足三万四千三百五十人、船数三千八百三十六艘、入用銀八十八貫七百三十六匁六分であった。⁸⁾

前記の文政十一年の「勢田川浚主意書」に載る翌年元文三年（一七三八）の半浚自普請普請の内容は『琵琶湖治水沿革誌』本文に記述がなく、明確にはわからない。

これ以後、詳細は不明であるが、延享元年（一七四四）にも土砂留普請を国役普請扱いで実施されているようで、入用銀は公儀よりの補助を含めて三貫九百八十九匁三分三厘三毛となっている。また、同じく宝暦八年（一七五八）にも土砂留普請を国役普請にて実施しており、前回同様、翌年公儀負担十分の一を除いた入用銀を御領私領はもちろん、堂上方門跡方並びに地下役人御朱印寺社領除地役高へ割賦が命ぜられている。入用銀の合計は、一貫九百二匁四分四厘余であった。

そして、次に天明五年（一七八五）の普請となるわけだが、これ以後、代々高嶋郡深溝村庄屋太郎兵衛が瀬田川自普請願惣代として、湖辺村々のとりまとめに尽力した。この時の自普請は、太郎兵衛の尽力にも拘わらず、以下の二十二ヶ村が経費の支出を厭う不承知申立により（表向きには、「勢田川浚ヲ為セハ龍宮ノ崇ニテ猶更大雨洪水アリ」ということを口実にしていた。）除外となり、結局百七十七ヶ村の組合にて天明二年（一七八二）に願い出る。

野洲郡水保村・戸田村・幸津川村・五條村・野田村・野村・比留田村・小田村・江頭村・安治村、蒲生郡小西村・東中小路村・東畑中村・西出村・十林寺村・西鍛冶屋村・牧村・大房村・西畑中村・西中小路村・田中江村、神埼郡伊庭村

さらに翌年三月、追願書を出して奉行所に催促するが却下され、川下村々へ対談の上、差し障りが無ければ改めて願い出るように仰せ渡された。しかし、川下村々との対談は不調に終わり、天明四年（一七八四）川下村々からの疑義に応えるため、費用持ちで川下村々から一

両人の立会を希望するとまで譲歩して、奉行所に改めて伺書を提出する。これを受けて同年五月京都御役所から川筋見分が行われ、瀬田橋より下流の村々へも尋問の結果、支障がないことが確認され、同年十二月二十六日奉行所より湖辺水場村々の内百七十七ヶ村惣代に対し、普請許可の申渡があった。

こうして天明五年二月二十一日より浚渫に着手することになった。人夫は三万四千四百八十五人、入用銀六貫六百匁を投じた湖内を中心とした土砂浚普請であった。その翌年にも同様の工事を行っており、これは翌年八月三日より十五日までと八月十七日から九月十日の間で二万二千四百九十五人の人数を投じて実施されている。¹⁰⁾

しかし、肝心の天明三年の半浚自普請については、『琵琶湖治水沿革誌』本文に詳細の記述がなく、実態は不明である。

次節ではこれ以後、文政十年の紛糾を中心に、御厨村に残る史料を追いつながら、瀬田川浚の歴史を確認していきたい。

三 御厨村に残る瀬田川浚の史料

淀川から離れた位置にある御厨村がその水系にあることは、一見理解しにくいのが、端的な例を挙げれば、享和二年（一八〇二）の大水害がある。

この水害は未曾有の被害を淀川周辺の村々に及ぼし、決壊箇所は四十三ヶ所、千六百十一間余に上った。また、水難を被った村は、右岸では島上郡二十七ヶ村、左岸では交野郡八ヶ村、茨田郡八十九ヶ村、

東成郡四十九ヶ村、讃良郡十三ヶ村、河内郡五ヶ村、渋川郡十ヶ村、そして御厨村の属する若江郡が二十六ヶ村であり、合計九郡・二百三十七ヶ村にわたる。¹¹⁾

御厨村は同年七月朔日の茨田郡点野村・仁和寺村両所の堤切により、翌七月二日夜から二尺程も床上浸水し、屋敷地年貢の免除願を提出している。詳細を示せば次のとおりである。¹²⁾

屋敷地二町二反一畝十七歩に石盛一石四斗として、高三十一石一升九合。これに新田屋敷分二反二畝十三歩、石盛一石二斗として高二石六斗九升二合を合わせて、反別二町三反九畝十二歩、高合計三十三石六升七合が被害高として記されている。内一町一反七畝二十五歩は比較的被害が軽い屋敷地として免除願から除外し、残り一町二反一畝十七歩を「御引方願」の対象地として、石高十六石五斗八升のうちこの取米四石三斗一升八合の免除を九月に谷町御役所へ願い出ている。

若江郡御厨村は淀川の南水場として、治水に関する利害関係を共有していることが、この事実から明らかであろう。

さて、文政十年（一八二七）の瀬田川浚に対する反対運動については、既にいくつかの研究成果がある。例を挙げると、昭和三十五・三十六年に発行された『大阪経大論集』二十九・三十号に載る木村武夫氏の「淀川治水をめぐる領主と農民」、昭和三十八年発行の小林茂氏の『近世農村経済史の研究』第二章第一節「瀬田川浚」などである。

論点としては、前者が瀬田川浚の請印を迫る幕府の強硬な態度に疑義を抱き、その原因を湖辺新田開発による収益増の意図を幕府が持ち

続けていたことに結論づけるのに対し、後者は淀川沿岸諸村の瀬田川浚反対運動の中核を公家領が担うことに着目し、公家を盾にした農民の政治運動の一形態として位置づけている。

いずれにせよ、この運動が同一利害に基づく大規模な治水連合の形成を短期間に淀川沿岸諸村側に促し、幕府に対する明確な対抗意識のようなものが形作られたことは確かである。

ここから御厨村加藤家文書に残る史料をもとに、文政十年の瀬田川浚反対運動を追ってみたい。

まず、六月二十三日付にて、本庄高井田組貳拾ヶ村・六郷組拾六ヶ村・八ヶ庄組貳拾壹ヶ村、五ヶ庄組拾六ヶ村、門真庄組六ヶ村惣代、大庭庄組拾六ヶ村惣代、深野組四ヶ村、九ヶ庄組拾壹ヶ村惣代、友呂伎庄組六ヶ村、上庄組六ヶ村、渚村組壹ヶ村、楠根川組九ヶ村、技並庄組貳拾五ヶ村の各惣代（都合百六拾九ヶ村）宛に、江州勢田川筋自普請浚の見分糺方のため、御勘定池永鉄之助に普請役三人が付き添って、勢田川流末の宇治川・淀川まで廻村されることについて予め心得おくように申し渡されたので、各々写し置くようにとの沙汰が御番所へお召しの上あり、楠根川組九ヶ村¹³⁾（御厨村・菱屋中新田・稲田村・新家村・長田村・川俣村・西堤村・荒木村・横枕村）惣代の河州若江郡御厨村庄屋勘左衛門がこれを書き留めた同年七月付の記録が残っている。¹⁴⁾ これより先、五月二十八日には淀川中流域の鳥飼組他村々惣代が高槻御役所に召し出され同様の申し渡しがなされている。¹⁵⁾ これは、前年文政九年（一八二六）の湖辺村々よりの瀬田川浚願を受けた実地見

分であった。また、この普請による新田の開発については、幕府より「極内分之沙汰」があり、湖辺村々から八千八百八十五町歩・四万九千百石余の見積が提出されている。¹⁶

廻村は六月から近江国の村々を手はじめに開始されたが、この廻村が単なる川筋見分ではなく、瀬田川浚を承認する旨の請印を沿岸村々に迫るものであったことから、反対運動はさらに拍車がかかり、冒頭で紹介した八月一八日の「江州勢田川浚差障二付歎御願」という奉行所宛の出訴にいたる。御厨村に残る訴状の差出人は「淀川通川附南水場撰河州百六拾五ヶ村」となっている。つまり淀川左岸の諸村である。これ以外に檜尾川以北の五領組村々と広瀬村・桜井村・高浜村からなる「広瀬組」、番田組を中心とする島上郡の村々と島下郡目垣村からなる「大塚組」、三箇牧組・五位庄組と島下郡の鳥飼組・別府村・一津屋村・新庄家村が連合した「唐崎組」西成郡の「中島組」という淀川右岸の四連合があり、同様の計五通の訴状がそれぞれ提出された。この時点で、淀川沿岸の出訴村々は合計二百九十六ヶ村に上る。

内容は、淀川通撰河第一の地低水場であり、瀬田川浚が許可されると難渋するというもので、その根拠が以下の通り列挙されている。

- ①上流宇治川・桂川・加茂川・木津川からの土砂の流下が夥しく、寄洲がたくさん出来ていて、また新田開発が進み海口が狭まり、洪水の引き落ちが悪い。その上享和二年・文化四年の洪水では国役堤が切れ、家居流出や溺死人・飢死人が出るなどし、潰百姓が多発したこと。

②淀川筋は桂川・加茂川・木津川の三大河川が淀にて宇治川に落ち、水流が一本となって淀川へ流出するため、寄洲がたくさん出来、新田開発により河口が狭まっていることと相俟って、洪水時には淀川堤切れは目に見えている。

③一昨年（文政八年）中津川三ッ頭水分杭御修理の節、悪水落による差し障りについて歎願したが、こういつたことでも悪水落ちに支障をきたす程の地低の村々であること。

しかし、この訴状は奉行所にて留め置かれ、九月十九日召し出しの上、見分中の江戸表出役御勘定方との直接折衝が指示され、下げ渡しとなった。翌二十日見分出役より豊後町旅宿へ召し出しがあり直訴したところ、「今般浚方御目論見之儀者常水ニおるて流末之差支二者決而不成勿論洪水之義者天災故致方無之趣」との答えであった。その強引な対応に撰河惣代は恐れ入り、「惣百姓共出水之節者寢食茂打忘心配仕候義ニ付風雨出水堤切等之儀茂天災与年申愚昧之百姓悉ク天災与不奉存其故者常々人力之可及丈者堤丈夫ニ手当仕井路浚等茂無懈怠仕警者拾ヶ度之水難茂五ヶ度者相遁御田地大切ニ相続仕度日夜夫而已心配仕罷有候義ニ御座候」と反論している。つまり、洪水を天災ゆえ致し方なしとする幕府に対し、水場村々としては洪水の被害が全て天災とは理解できず、例えば井路浚などを怠らず日頃の努力で十回の水難を五回は逃れ、田地を大切に相続することのみを心配していると、人為的責任を追及している。¹⁷

九月二十二日付で、撰河惣代は以上のような願を書面で上申するが

聞き入れられず、請印を拒否し、明後二十四日迄の日延べ願を申し出る。そして、村々で協議の上、二十四日改めて請調印の赦免願を「淀川通撰河州二百九拾七ヶ村惣代廿六人連印」にて御勘定方へ提出する。しかし、この歎願は留置の上、支配の奉行所申し出るよう達せられ、同「惣代廿六人連印」にて、翌二十五日改めて御奉行様宛に八月十八日の歎願以降の経緯を書き綴った届け書を提出している。¹⁸⁾

このように、淀川沿岸村々の抵抗は請印拒否の歎願と日延べの反復により続いた。そしてこの反対運動は、十月の日延べ嘆願には、淀川通東百七十三ヶ村、廣瀬組九ヶ村、大塚組二十一ヶ村、高羽組十六ヶ村、中寫組八十九ヶ村の合計三百八ヶ村の惣代が連印するまでに成長している¹⁹⁾（他書には三百九ヶ村とある²⁰⁾）。御厨村の加藤家文書ではここまでの経過しか迎れないが、以後奉行所は十一月十二日、村々の願いを集約した一札を作成し、これに請印をさせた上で吟味を打ち切り、結局この年の瀬田川浚自普請願も不首尾に終わった。²¹⁾

ただ、十月十日の淀川通東水場撰河州村々惣代の連印で御奉行宛に提出された嘆願書の中では、若干それまでとは違った動きが窺える。それは以下のとおりである。

是悲勢田川浚被為仰付候義ニ御座候ハ、湖々大坂川口迄同流之川筋故上者勢田川筋を淀川神崎川中津川大三河共一円之御浚被為成

下候ハ、流末ニおゐて差支有之間敷哉与奉存候

つまり、ここでは淀川・神崎川・中津川一円を一緒に浚普請してもらえれば、川下村々においても差し支えないであろうとまで譲歩した語

調である。こういった主張は、天保二年（一八三二）大坂川口までの淀川全域にわたって実施された「御救大浚」の契機を思わせる。

ここでは、公家領の抵抗運動の内容については割愛した。詳細は先述の小林茂氏の『近世農村経済史の研究』を参照いただきたい。ただ、御厨村加藤家文書の「諸事願書控帳」にも今出川殿領分河州茨田郡門真之庄之内老番上村への廻村御札に対する同家よりの勢田川浚御断の願書など若干の記録が載り、その中で以下のような文言で請調印御断を願っている。

百姓共請書調印之義者当家を御断被申立候尤百姓共江も堅御断可申立候様被申付置候二付全百姓共我意を以御断申立候筋二者決而無之候間此上者百姓共嚴敷御札之儀者御用捨有之候様被致度候何分前段之通川上而已浚方之義者不得止事御断被申立候

公家の主体的な対立姿勢がよく理解できる文章であるが、ここでも「川上而已浚方之義」と限定して反対の趣旨を唱える点、水系一体の統一的な川浚に対する反対ではないことが窺える。

四 「江州瀬田川洲浚絵図」の内容と検討

先にも述べたとおり、文政十年の瀬田川浚反対運動は、規模の大きさや、それに抗して請調印を迫る幕府側の態度の強硬さ、さらには運動の過程で公家領は領主を盾にし、公武対立の図式で対抗しようとした政治性など、過去の反対運動に比して、色々な面で注目し得る内容を備えていた。そして、その全般的経緯については、御厨村の史料

を引き合いに出すまでもなく、同内容の史料が他の淀川水系の村々に残され、それを基礎とした研究成果が発表されている。

しかし、不思議なことに、既に引用した木村武夫氏の「淀川治水をめぐる領主と農民」にしても、小林茂氏の『近世農村経済史の研究』にしても、さらには、昭和の研究成果の基礎資料となっている『琵琶湖治水沿革誌』においてさえ、この時の普請目論見の詳細については記載がない。この点で、「江州瀬田川洲浚絵図」は数少ない史料である。

同絵図の成立年代については記載はないが、同じく御厨村の史料に「文政十亥年十月写之」と記した「勢田川筋置洲出洲堀浚員数控」があり、この内容が同絵図に記された洲浚箇所の詳細にはほぼ一致することから、同絵図も同時期の成立と考えられる。「勢田川筋置洲出洲堀浚員数控」の内容は以下のとおりである。

巻

字大江川先

○洲浚 長百四拾間

横六拾間

深サ五尺四寸

此坪数七千五百六拾坪

式

字龍奥下

○洲浚 長式百三拾四間

横式拾間

深サ式尺

此坪数千五百五拾八坪

四分四厘

三

字

○洲浚 長四拾三間

横拾間

深サ四尺

此坪数二百八拾六坪

三步八厘

四字三田川先

○洲浚 長百式拾九間

横六間

深サ三尺

此坪数三百八拾七坪

五字別所川

○洲浚 長百六拾間

横拾間

深サ三尺六寸

此坪数九百六拾坪

六字

- 洲浚 長百七拾四間
横拾間
深サ四尺貳寸
此坪数五百拾八坪
七字奈良川
- 洲浚 長百五拾間
横壹間
深サ五尺
此坪数百貳拾九坪九歩
八字
- 洲浚 長百間
横拾壹間
深四尺五寸
此坪数八百貳拾五坪
九字
- 洲浚 長九拾間
横八間
深サ四尺貳寸
此坪五百四坪
十字池谷川落口
- 洲浚 長五拾間
横貳拾間
- 深サ四尺五寸
此坪数七百五拾坪
十一字稻津川地先
- 洲浚 長八拾六間
横拾間
深サ四尺貳寸
此坪数六百貳坪
十二字大日下
- 洲浚 長八拾七間
横貳拾間
深サ貳尺四寸
此坪数六百九拾六坪
十三赤井川上
- 洲浚 長五拾間
横八間
深サ三尺六寸
此坪数二百四拾坪
十四字赤川下
- 洲浚 長七拾七間
横拾間
深サ四尺貳寸
此坪数五百三拾九坪

十五字南郷村地先

○洲浚 長百間

横四拾間

深サ三尺

此坪数貳千坪

十六字八嶋之内

○洲浚 長貳拾四間半

横八間半

深サ七尺

此坪数貳百四拾貳坪

八歩壹厘九毛

十七字八嶋之内

○洲浚 長三拾貳間

横拾壹間半

深サ三尺

此坪数百八拾四坪

十八字馬洲

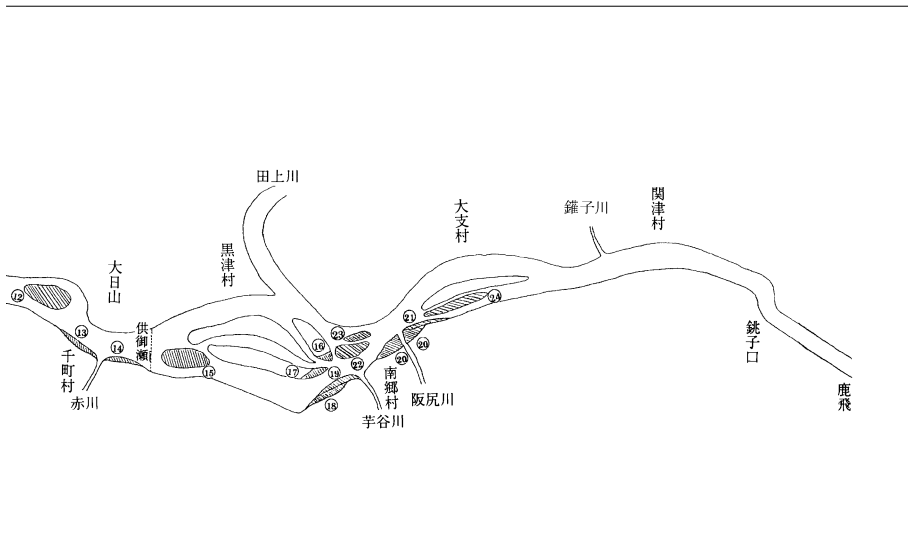
○洲浚 長七拾五間

横九間半

深サ七尺五寸

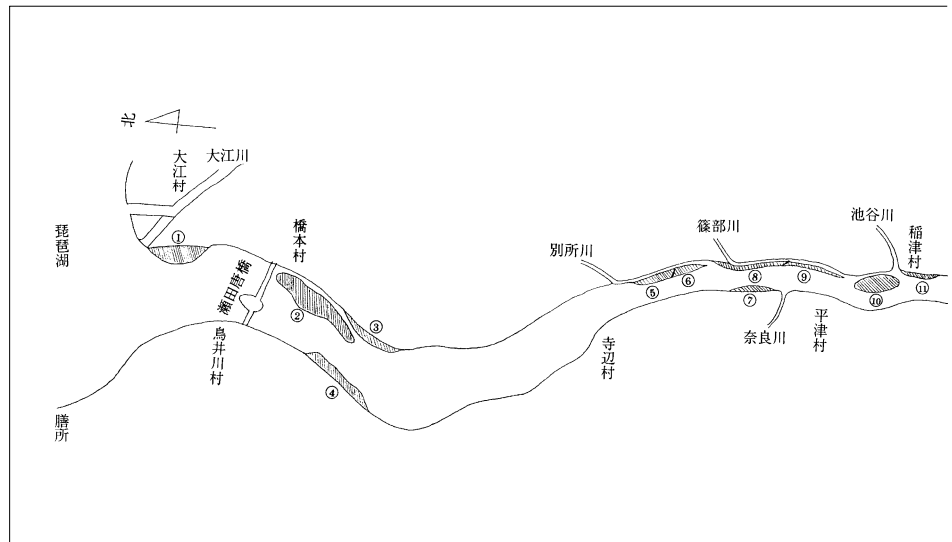
此坪数八百九拾坪

六歩貳厘五毛



- 十九字
○洲浚 長八拾八間
横八間
深サ三尺六寸
此坪数四百式拾六坪式歩
式拾字高洲
- 洲浚 長六拾壹間
横拾壹間
深サ七尺
此坪数七百八拾式坪
三歩八厘六毛
- 廿一字
○洲浚 長六拾式間
横五間
深サ四尺五寸
此坪数貳百三拾式坪半
廿二字芝地
- 洲浚 長四拾三間
横六間
深サ七尺
此坪数八百式坪
式歩八毛

図1 江州瀬田川洲浚絵図概略図



廿三字芝地

○洲浚 長三拾八間

横九間半

深サ五尺

此坪数三百坪

七步七厘三毛

廿四字

○洲浚 長百拾間

横式拾間

深サ三尺

此坪数千百坪

右惣坪数

○合式万式千五百拾七坪

七步七厘七毛

そして、「江州瀬田川洲浚絵図」の概略図に「勢田川筋置洲出洲堀浚員数控」該当番号を付して洲浚箇所を対照できるようにしたのが、図1である。

同絵図には「勢田川筋置洲出洲堀浚員数控」に記された二十四ヶ所の瀬田川筋浚箇所の内容がそのまま記されているが、部分的に若干の異同がある。それは次の七ヶ所である。

①「式」の字名が、絵図では「龍王下」となっていること。

②「十六字八嶋之内」の洲浚の長さが、絵図では「二十四間」となっ

ていること。

③「十七字八嶋之内」の洲浚の深さが、絵図では「七尺」となっていること。

④「十八」の字名が、絵図では「高洲」となっていること。

⑤「廿二字芝地」の洲浚の横が、絵図では「十一間」となっていること。

⑥「廿三字芝地」の洲浚の長さが、絵図では「六間半」となっていること。

⑦同じ箇所の深さが絵図では「七尺」となっていること。

このうち「十八」の字名は「勢田川筋置洲出洲堀浚員数控」の方の誤字で、「高洲」が正しいと考えられる。前記二十四ヶ所の洲浚坪数合計は約二万二千坪余に上る。天保二年の大浚時の勢田川筋自普請坪数合計が一万一千坪余であったことを考えるとその約二倍にあたり、かなり大規模な普請見積と言える。

「勢田川筋置洲出洲堀浚員数控」には、瀬田川筋浚箇所の内容に続けて、「淀川通大浚大略」として「淀川筋伏見大坂海口迄凡拾七里見積り」、「中津川筋海口迄凡式里之見積り」及び「神崎川建替海口迄式里之見積り」が記され、「合九拾式万三千九百拾八両三步三匁」の経費が見込まれている。一方、文政十年の幕府の請印強要に対する妥協案として神崎川立替願が大坂川浚請負人葭屋庄七から出願されていることや、十月十日の淀川通東水場撰河州村々の嘆願書が「淀川神崎川中津川大三河共一円之御浚」の希望を暗示する内容となっているこ

とからしても、その根拠として「勢田川筋置洲出洲堀浚員数控」の内容が符合している。この内容が文政十年十月のものとするれば、絵図も同時期のものであり興味深い。

- (1) 文政十年八月付「江州勢田川浚差障二付歎御願写」(加藤家文書)。
- (2) 『滋賀縣史第三卷』滋賀縣、昭和三年、六九四―六九五頁。
- (3) 『琵琶湖治水沿革誌』琵琶湖治水會、大正一四年、一三八頁。
- (4) 前掲『琵琶湖治水沿革誌』、五八―五九頁。
- (5) 前掲『琵琶湖治水沿革誌』、六六頁。
- (6) 前掲『琵琶湖治水沿革誌』、六六―六七頁。
- (7) 前掲『琵琶湖治水沿革誌』、七一―七二頁。
- (8) 前掲『琵琶湖治水沿革誌』、七二―七六頁。
- (9) 前掲『琵琶湖治水沿革誌』、七六―七八頁。
- (10) 前掲『琵琶湖治水沿革誌』、八一―九四頁。
- (11) 『神安利水史・本文編』神安土地改良区、昭和五五年、二七三―二七四頁。
- (12) 享和二年九月付「水難二付定取屋敷御願小前帳」(加藤家文書)
- (13) 文政十年十一月五日付「江州勢田川浚え歎願二付諸入用勘定帳」(加藤家文書) に載る桶根川組九ヶ村の村名を参照した。
- (14) 『諸事願書控帳』(加藤家文書)。
- (15) 『高槻市史第2巻本編Ⅱ』高槻市史編さん委員会、昭和五九年、三〇六頁。
- (16) 前掲『神安利水史・本文編』、二五七頁。
- (17) 前掲『諸事願書控帳』(加藤家文書)。
- (18) 前掲『諸事願書控帳』(加藤家文書)。
- (19) 前掲『諸事願書控帳』(加藤家文書)。
- (20) 例えは前掲『高槻市史第2巻本編Ⅱ』三〇八頁には、淀川通南水場百七十三ヶ村、廣瀬組九ヶ村、大塚組二十二ヶ村、唐崎組十六ヶ村、中寫組八十九ヶ村の合計三百九ヶ村と記されている。
- (21) 前掲『神安利水史・本文編』、二五七頁。
- (22) 前掲『琵琶湖治水沿革誌』、一六三―一六九頁。